

こんなときどうすれば？Q&A

Q 浄化槽の維持管理って本当に必要？

A 浄化槽から出ていく水には、省令で水質基準が定められています。この水質を守るためにも維持管理はとても重要です。適切な維持管理が行われないと、水質が悪化するだけでなく、悪臭や害虫が発生する原因となってしまいます。

Q 保守点検は自分でできますか？

A 保守点検の作業には技術上の基準があり、この基準を守るには専門知識や技能、専門の道具が必要です。個人で点検するのは大変困難なため、市の登録を受けた保守点検業者に委託することをお勧めします。

Q 保守点検・清掃をしているのに法定検査も受けないといけないの？

A 保守点検では、浄化槽の整備・調整・修理をします。清掃は、浄化槽にたまった汚泥を引き抜いてきれいにします。一方、法定検査は、放流水の水質、浄化槽の機能、維持管理の状況を評価するもので、それぞれ目的が異なり、浄化槽を適切に維持管理する上で全て欠かせないものとなっています。

Q 法定検査で(ハ)不適正の判定を受けましたが、どうしたらよいですか？

A 法定検査後に指定検査機関から結果書が送付されます。総合判定に(イ)適正、(ロ)おおむね適正、(ハ)不適正の3段階の判定があり、改善が必要な場合は、指摘事項(所見)が記載されます。結果書にしたがって、保守点検業者や工事業者に相談し、改善してください。

Q 点検・清掃記録はとっておかないといけないの？

A 保守点検・清掃記録は、浄化槽管理者が3年間保管する義務があります。また、これらの記録は法定検査の書類検査で必要になります。捨てないように保存しましょう。

Q しばらく家を空けるが、点検・清掃・法定検査はしないとといけないの？

A おおむね1年以上浄化槽を使用しない(水を使わない)場合には、休止前に清掃を行い、消毒剤を撤去し、水を張った状態にしたうえで、休止届と休止直前に実施した清掃の記録を市に提出することで、点検・清掃・法定検査の義務が免除されます。

Q 引越してきて、家に浄化槽があったが、何か手続きは必要ですか？

A 保守点検・清掃の契約と、法定検査の申し込みをしてください。点検業者と契約したら、「保守点検委託報告書」を市に提出してください。浄化槽管理者に変更がある場合は、「浄化槽管理者変更報告書」を市に提出してください。

各種届出書類

届出書類	どういうときに必要？	期限
浄化槽保守点検委託・使用開始報告書	浄化槽の使用を始めるとき・新たに保守点検業者に委託契約したとき	30日以内
浄化槽管理者変更報告書	浄化槽の管理者が変更になったとき	30日以内
浄化槽使用廃止届出書	既存の浄化槽を廃止したとき	30日以内
浄化槽使用休止届出書	既存の浄化槽の使用を休止するとき(休止前に清掃が必要になります)	随時
浄化槽使用再開届出書	使用を休止した浄化槽の使用を再開するとき	30日以内

必ず守りましょう！浄化槽の正しい管理／ 浄化槽をお使いの皆さまへ



実施していますか？ 3つの義務



保守点検

(浄化槽法第10条)

浄化槽がきちんと動くためのメンテナンスをします



清 掃

(浄化槽法第10条)

浄化槽内に溜まった汚泥などを引き抜く作業をします



法定検査

(浄化槽法第7, 第11条)

浄化槽から出ていく水を検査し、浄化槽の健康状態を確認します

こんな疑問
ありませんか

- ・ 浄化槽ってそもそも何？
- ・ 何に気をつければいいの？
- ・ どの業者に頼めばいいの？

浄化槽に関する各種届出のお問い合わせ先

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号新館13階 静岡市役所 廃棄物対策課

☎：054-221-1264 Fax：054-221-1564



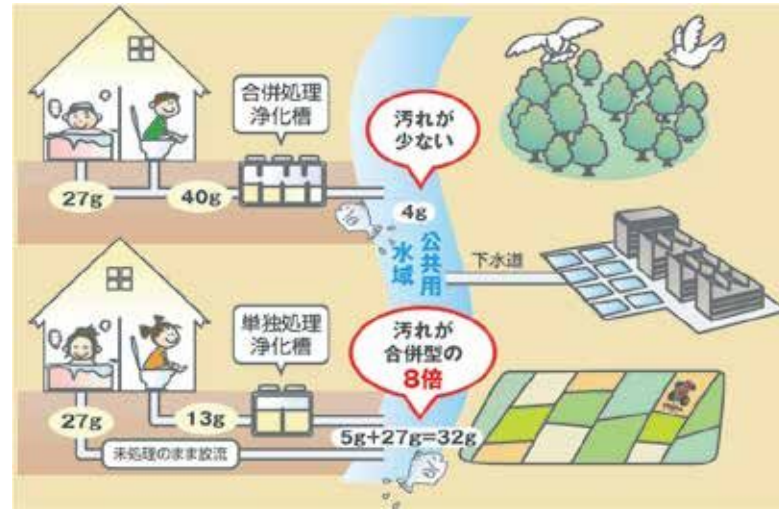
浄化槽って何？

浄化槽とは、微生物の働きなどを利用して汚水をきれいにし、川や側溝に放流する污水处理施設をいいます。

新 合併処理浄化槽

し尿(トイレ排水)と生活雑排水(台所・浴室・洗面・洗濯等)をまとめて処理することができます。

下水道とほぼ同等の処理能力を持っているため、水環境の保全に貢献しています。



出典：「(パンフレット) 浄化槽による地域の水環境改善の取組み」(環境省)

水質の汚れを表す指標(BOD)の変化量(g/人・日)

合併処理浄化槽を使うことで

40 → 4 に減少

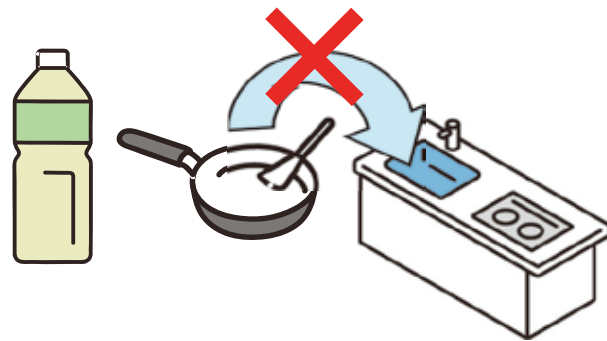
単独処理浄化槽を使うことで

40 → 32 に減少

※BOD(生物化学的酸素要求量)は、微生物が汚れを分解する際に必要とする酸素量をいい、この値が大きいほど水が汚れていることを意味します。

使用上の注意点

使った油は、流しなどに流さず、ペーパーにすわせたり、凝固剤で固めるなどしてゴミと一緒に出しましょう。



洗濯や浴室、トイレの掃除に使用する洗剤は、専用の物を使用し、用量用法を守りましょう。



トイレでは、トイレットペーパー以外の物を流さないようにしましょう。



ブロワ(送風機)の電源は、絶対に切らないでください。



保守点検

浄化槽の保守点検は、**市の登録を受けた業者**に委託しましょう。

点検回数は浄化槽の大きさや種類によって異なりますが、家庭用の小型合併処理浄化槽であれば、**4カ月に1回以上**行うよう定められています。

【主な点検内容】

- ・ 浄化槽内の装置が正しく機能しているか点検します。
- ・ 必要によって装置の調整・修理をおこないます。
- ・ 消毒剤の補充をします。
- ・ スカムや汚泥の状況を確認し、清掃時期の判定をおこないます。
- ・ 法定検査結果で出た指摘事項の対応をします。等



市の登録業者一覧

清 掃

浄化槽の清掃は、**市の許可を受けた業者**に委託しましょう。

浄化槽を使用すると沈殿物や浮上物が蓄積し、汚泥やスカムといった**泥の固まり**が発生します。この固まりを定期的にバキューム車で掃除しないと、浄化槽の機能が低下したり、水質が悪くなったり、悪臭や故障の原因になります。



市の許可業者一覧

法律では**年に1回以上**(全ばっ気型の浄化槽は6カ月に1回以上)実施することが義務づけられています。

法定検査

法定検査では、浄化槽から放流される水が、基準を満たしているかを調べる「**水質検査**」と、浄化槽が正常に機能しているかを調べる「**外観検査**」、保守点検・清掃が適切に実施されているかを確認する「**書類検査**」の**3つ**を実施します。

特に**水質検査**は、浄化槽から出る水がきれいかどうかを、化学的な数値として知る重要な検査となっております。是非、自分たちが出す水がきれいかどうかを確かめてみてください。

7条検査

新しく浄化槽を設置した場合や、浄化槽の構造を変更した場合で、

浄化槽の使用開始後3ヶ月から8ヶ月の間に検査します。

11条検査

7条検査後、**定期的に(1年に1回)**実施します。



(一財)静岡県生活科学検査センター ウェブサイト